

2026年2月3日

入学予定者各位

神奈川工科大学 学長

【健康医療科学部 臨床工学科】国家資格「臨床工学技士」教育施設種別一部変更について

2026年4月入学生の皆様から、次の通り教育施設種別が変更されますのでお知らせします。

変更前：臨床工学技士法第14条第1号に定める「文部科学大臣が指定した学校」

変更後：臨床工学技士法第14条第4号に定める「厚生労働大臣指定科目を修めて卒業できる大学」

これに伴う要点は以下の通りです。

1. 臨床工学技士国家試験の受験資格を取得できることに変わりはありません。  
(本学で開講する指定の科目を修得することで国家試験受験資格が取得できます)
2. これまで全ての指定科目を修得し、国家試験受験資格を取得できなければ卒業できませんでしたが、いくつかの指定科目を修得できず国家試験受験資格を取得できなくても、卒業要件を満たせば卒業が可能となります。
3. 卒業に必要な単位数がこれまでの129単位から124単位になります。
4. 国家試験受験資格取得に必要な指定科目（専門科目）が4科目少なくなります。

以上